第6章

実現に向けて

第６章　実現に向けて

本計画の実現手法として、以下の視点を取り入れます。

- 持続可能な都市づくりとして、公共施設等の効率的な活用を図る必要があります。
  都市づくりにおいては、都市経営の視点をもって取り組みます。
- 立地適正化計画に基づき、「ウォーカブル生活圏」「コミュニティ生活圏」「まちなか交流圏」の 3 つの階層からなる生活圏を基本に都市づくりを進めます。
  都市づくりにおいては、これらの生活圏に応じた地域コミュニティを形成し、市民参画によるまちづくり活動を進めます。
- 社会情勢の変化や暮らし方の変化によるニーズの多様化に対応する必要があります。
  都市づくりにおいては、民間の知識や技術、資源を活用し、公共サービスを継続的に実施するために、産官学の連携による事業の推進について検討します。

６.１　都市経営の取組方針

都市経営の取組の考え方を示した上で、今後の方針を示します。

（１）都市経営の取組の考え方

- 公共施設等の更新等費用（全体）は、今後 40 年間で約 4,574.3 億円と見込まれ、建物系公共施設及び主な社会基盤系公共施設の更新費用は年平均約 51 億円と財政を圧迫しています。
- 会津若松市公共施設等総合管理計画の着実な推進を図り、効率的な施設管理を推進します。
- 公共施設等の長寿命化や公園の適正配置、ストックの再編等について検討し、持続的な利用を推進します。

（２）都市経営の取組方針

- 会津若松市公共施設等総合管理計画を本計画と連動して推進します。
- 公共施設の適正な管理として、鶴ケ城体育館、会津水泳場の老朽化対策、市営住宅の適切な更新、維持・管理（市営住宅長寿命化計画による長寿命化事業、城前団地建替計画による団地の建替え等）、橋梁長寿命化計画等について検討します。

6.2　地域コミュニティ形成への取組方針

地域コミュニティ形成の考え方を示した上で、今後の方針を示します。

（1）地域コミュニティ形成の考え方

- 解決すべき社会課題は、人口減少社会に対する地域の活性化や、環境問題、防災対策への対応など多岐にわたります。
- 立地適正化計画においては、3 つの階層の生活圏域（「ウォーカブル生活圏」「コミュニティ生活圏」「まちなか交流圏」）を設定しています。
- 市民参画による都市づくりの取組は、公民館や学校などを核としつつ、生活圏に応じた地域コミュニティにより進めます。

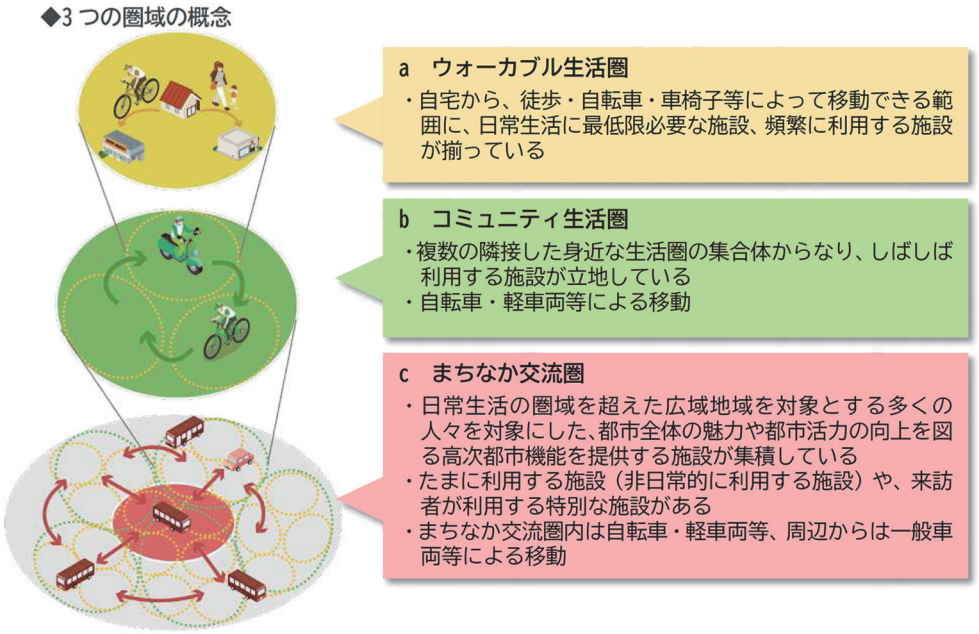

図　6.1　3つの圏域（立地適正化計画）

出典：会津若松市立地適正化計画（令和 4 年（2022）年 10 月）

（2）地域コミュニティ形成に向けての取組方針

- 地域コミュニティ活動を活発にするため、市民の地域コミュニティ活動への参加意識を醸成し、自治による自主自立のまちづくりを進めます。また、町内会をはじめとした地域の団体の活動の活性化及び組織力の強化を支援していきます。
- 地域の活性化や個性あふれる地域づくりに向けて、地域の実情を踏まえ、地域のことを市民が自ら考え、地域の活性化や課題解決に向けて取り組むことができるよう、都市計画提案制度などを活用したまちづくりへの参画を支援していきます。

6.3　公民連携の取組方針

公民連携の取組の考え方を示した上で、今後の方針を示します。

（1）公民連携の考え方

- 新たな公共施設等の事業推進は、民間の知識や技術、資源を活用して効率的に行います。建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法について検討し、コストの削減、質の高い公共サービスの提供を図ります。
- 本市では、会津大学と産学官連携協定を締結し、県内外の企業等が求める技術相談や意見交換を実施しており、今後も、大学と連携した取り組みを推進していきます。

（2）公民連携に向けての取組方針

- 新たな拠点づくりとしての土地利用プロジェクト等の推進においては、公民連携による民間投資の導入を推進していきます。

6.4　都市計画マスタープランの進行管理

本計画はおおむね 20 年後の令和 26 年度（2044 年度）の姿を目指します。

本計画の計画期間内には、上位計画である会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（計画期間令和 22 年度（2040 年度）まで）や会津若松市第 7 次総合計画（計画期間令和 8 年度（2026 年度）まで）などの見直しが行われることとなります。また、計画期間内の都市計画制度等の変更、関連計画の改定、社会情勢の変化、市民ニーズの変化などによって見直しが求められることも考えられます。

このため、本計画においても適切に進行管理を行う必要があるため、立地適正化計画における進捗管理と同調し、PDCA サイクルに基づく進行管理を実施します。

図　6.2　立地適正化計画と同調して PDCA サイクルによる進行管理を実行

出典：会津若松市立地適正化計画（令和 4 年（2022）年 10 月）

会津若松市都市計画マスタープラン

発行年月　令和７年３月
発　　行　会津若松市　建設部　都市計画課
〒965-8601
会津若松市東栄町 3-46